

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K20055

研究課題名（和文）イスラーム金融の民事紛争による「価値観」の創出とその課題

研究課題名（英文）Creating "Value" from Islamic Finance Civil Disputes and Its Issue

研究代表者

川村 藍（Kawamura, Ai）

京都大学・アジア・アフリカ地域研究研究科・特任助教

研究者番号：00816358

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：イスラーム経済が理想とする理論と実践が乖離する事態が価値観を創出する中でどのように改善するのか、イスラミック・モラル・エコノミーの議論から考察した。イスラーム世界だけでなく、モラル・エコノミーでの議論も整理し、モラルが経済実践の方法に与える影響について考察した。コロナ禍で国際会議での発表や調査機会が制限されたが、英文の図書2冊、論文2本、7件の国際学会での発表を実施した。マレーシアにくわえ、インドネシアでもイスラーム金融の導入が政治的にも推進され、本研究の議論内容は、論文にまとめて、新たに国際会議に発表する準備を進めている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義：イスラーム金融をめぐる民事紛争を事例に、イスラミック・モラル・エコノミーの理想とする社会とマレーシアやUAEにおけるイスラーム金融の課題を明らかにした。くわえて、イスラーム経済学で、認知度を高めているイスラミック・モラル・エコノミーの分析枠組みを英文の冊子にまとめて発表した。

社会的意義：イスラーム世界で理想とされる目標と現実が乖離するメカニズムをイスラミック・モラル・エコノミーをモデルに紹介することで、イスラーム世界が理想とする社会と特定の価値観が乖離しているのか判断する指標を提示した。

研究成果の概要（英文）：Islamic finance was also promoted politically not only in Malaysia but also in Indonesia. In Indonesia, Halal certification will be mandatory from October 2024, and there is a trend toward the expansion of the Islamic economic sphere, including Islamic finance. The analysis of this discussion will be prepared to be presented in an international conference afterwards. During the research, I have analyzed the situation in which the Islamic economy's ideal of theory and practice diverge can be ameliorated in the creation of values, based on the discussion of the Islamic moral economy. I also analyzed the discussions not only in the Islamic world but also in the moral economy and discuss the impact of morals on the way economic practice is conducted, which will be summarized and presented in an English paper in the coming year.

研究分野：イスラーム金融

キーワード：イスラーム金融 経済社会学 地域研究

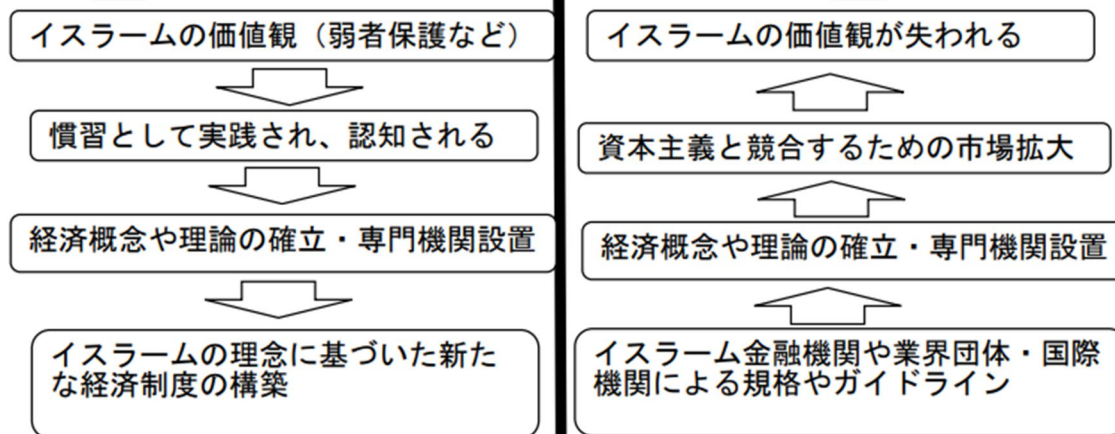
1. 研究開始当初の背景

本研究は、イスラーム金融をめぐる民事紛争が起因となる社会構造の変容に着目し、これによって創出されたイスラームの「価値観」と「法概念や理論」が登場する過程を明らかにし、現代におけるイスラームの価値観を経済社会学と法学の新たな学問分野を確立する。イスラーム金融は、従来型金融と異なり、弱者保護などイスラームの理想とする価値観を体現する新たな経済制度の構築を目指している。しかし近年、イスラーム金融の商業実践が資本主義経済の仕組みを受入れ、イスラームの理念から乖離している批判されている。そこで、本研究はこれらの批判をもとにイスラーム金融の核となるイスラームの価値観が、どのような過程を経て創出され、認知されているのか、代表的なイスラーム金融の先進国と新興国に着目し、創出された「価値観」と「法概念や理論」について明らかにする。

(1) 本研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」

イスラーム金融は、経済合理性を追求する資本主義と対抗し、社会的経済的弱者等の金融包摂をしながら、商業実践を推奨するイスラーム独自の価値観をもとにイスラーム金融商品が開発され、市場が発展してきた。近年のイスラーム金融研究では、社会構造に経済行為が埋め込まれ、文化や慣習等により新たな「価値観」が創造される経済社会学に着目し、本来あるべきイスラーム金融の仕組み、規制監督制度がどうあるべきか議論されている。というのも、現在、イスラーム金融市場では、イスラームの理念を体現しているといわれる金融商品ではなく、金融機関にとって利益の追求が容易な金融商品が重宝され、理論と実践のギャップが生じている。下記右の図に示したように、実践がイスラーム世界の新たな価値観を創造していることでイスラーム本来の目的である公平性と正義が実現されないという学術的批判がなされている。

本来の理論によるイスラームの価値観の機能 | イスラーム金融市場の実践による価値観の創出



本来の理論によるイスラームの価値観の機能 | イスラーム金融市場の実践による価値観の創出
 これまでイスラーム金融研究の世界的権威である英国ダラム大学メフメット・アスタイ教授を中心とした研究では、イスラーム金融機関の運営や規制監督に関わる機関や業界団体に着目した研究がなされてきた。一方で、イスラーム金融に係る民事紛争や仲裁案件によって出された法的な判断が、紛争当事者のみならず、司法制度や政治経済の構造の変化にも影響を与えることをこれまで、申請者は「ドバイ・アプローチ」や「マレーシア・モデル」を用いて論じてきた [Ai Kawamura, 2020. New Dispute Resolution Approach and Models for Islamic Finance, Arab Law Quarterly, 34 巻(2), pp.141-166]。そこで本研究は、イスラーム金融の商業実践からイスラーム社会全体に新たな価値観が創造され、その中でも、裁判所や仲裁機関がもたらす社会的変容に着目し、民事紛争を契機として、新たな「法概念や理論」が創出されるモデル・ケースがあるのかという問いを立てた。

(2) これまでの研究活動

< 新たな民事紛争処理モデルの解明（原典解析、フィールド調査） >

イスラーム金融商品の開発、商品の正当性をめぐる議論や持続的な社会的貢献を実施するための仕組みづくりについて、実務と学術の世界において議論が展開されるようになった。この際、「イスラーム法との適合性」が問題となり、その解決策が模索される中、先駆的な事例として UAE の「ドバイ・アプローチ」とマレーシアのモデルに着目した [湾岸諸国におけるイスラーム金融の法制度とその新潮流、川村藍、中東研究、528号、pp.50-61]。以下の表1にまとめた通り、新たな民事紛争処理制度として

UAEにおいて「ドバイ・アプローチ」が登場し、政治経済的な側面の違いから「マレーシア・モデル」が構築されたことを明らかにしてきた。

表 1 UAE とマレーシアのイスラーム金融に係る紛争処理のモデル

	UAEモデル	マレーシア・モデル
イスラーム金融の通常紛争	裁判所で主に処理し、ADR制度は2000年代後半から導入	裁判所で処理（ADR制度は、ほとんど利用されない）
イスラーム金融の新たな民事紛争処理制度の動向	<u>ドバイ・アプローチ</u>	イスラーム法の専門機関を介して裁判制度を利用する新たな制度

出典：[Comparison of Malaysia-Dubai Approach for the Islamic Dispute Resolution System in Islamic Finance, Ai Kawamura, Journal Hadhari, 57-66 頁, 2017]

イスラーム金融をめぐる民事紛争とその処理制度を研究する中で、イスラーム法の適合性から創出されたイスラーム金融を統制する社会規範は、イスラーム世界にだけ限定されず普遍的な性質を有するのではないかと考えるにいたった。2018年4月～2018年8月まで第一子の出産のため研究の中断を経て、イスラーム金融をめぐる民事紛争とイスラーム金融が直面する社会経済学のアプローチから生じる問題に着目することとなった。

< 法学的アプローチ >

「ドバイ・アプローチ」及び「マレーシア・モデル」の発見から、イスラーム金融が登場したことで新たに法が生成され、既存の法制度がイスラーム法を受容するために変容し、新たな民事紛争処理制度が構築されていることが明らかになった [Ai Kawamura, 2020. New Dispute Resolution Approach and Models for Islamic Finance, Arab Law Quarterly, 34 巻(2), pp.141-166]。新たな社会的課題に対して、イスラーム金融がその理念を守りながら時代の変遷に適合するための法解釈や新しい民事紛争処理制度を考察してきた。情報技術の発展や環境問題解決といった時代の要請と社会的変化を反映した新たなイスラーム金融商品の登場と、これまでのイスラーム金融市場を批判し、イスラームのモラルに特化した新たな動向が地域を限定せず、普遍的な現象となっている事例を取り上げた [Tackling Social Economic and Environmental Issues By the Regulation for Islamic Moral Economy, Ai Kawamura, 第30回世界社会経済学会（京都）口頭発表（査読付）, 2018]

< 経済社会学からのアプローチ >

イスラーム金融の規格やガイドライン作成が資本主義市場との競合を目的としたことで、特定の機関の利益に影響されて統一化されようとしている動向にあると指摘した [Harmonization and Standardization in Dispute Resolution on Islamic Finance: Creating A Universal Economic System, Ai Kawamura, 第一回チュニジア・イスラーム経済金融国際会議（ハンマート）, 査読付口頭発表, 2019/ Creating Universal Economic System with Harmonization and Standardization: Case Study of Islamic Finance Dispute Resolution System, Ai Kawamura, 第4回イスラーム経済金融銀行国際フォーラム（ラホール）口頭発表（査読付）, 2019]。また、イスラーム金融による社会的経済的弱者のためのプロジェクトが現地の慣習や文化と相違する場合は機能不全が生じ、一方、合致する場合は機能する事例を提示した [Creating Social and Economical Inclusion By Islamic Moral Economy without “Legal System”, Ai Kawamura, 第31回世界社会経済学会（ニューヨーク）, 口頭発表（査読付）, 2019]。また、メフメット教授が提唱する理論がチュニジアにおいても同様の構造がみられることを指摘した [Islamic Moral Economy in Tunisia without a “Legal System”, Ai Kawamura, 第13回ダラム・京都イスラーム経済金融会議, 招待発表, 2019]

2. 研究の目的

本研究はイスラーム金融関連法や民事紛争処理制度の事例から、イスラーム世界の価値観がどのように生成され、または本来の「価値観」が「法概念や理論」として社会に反映されているのか文献調査や聞き取り調査によって、実態を解明することを目的とした。

イスラーム金融の民事紛争に関わる議論から、イスラーム世界においてどのように「価値観」が生成されているのかを経済社会学やイスラミック・モラル・エコノミーの議論を取り入れて分析した。経済社会学の理論で、社会に存在する「価値」を社会の構成員が認知し、習慣化し、役割として人々の生活に浸透して組織を構成していくのかを、これまで収集したイスラーム金融の法制度や裁判制度に関連する項目だけでなく、デジタル経済をめぐる規制監督制度や議論を整理し、マレーシアとUAEに焦点

を当てて、各国のイスラーム金融に対する政策や政治的動向などを比較した。

3. 研究の方法

これまでの研究で分析してきた<新たな民事紛争処理モデルの解明(原典解析)>、<法学的アプローチ>、<経済社会学からのアプローチ>の3つの分析方法をもとに考察した。

コロナの影響で研究報告を予定していた国際会議がヴァーチャルに置き換わり、現地でのフィールド調査が制限され、フィールド調査の実施が困難となった。2020~2022年度は、イスラーム金融市場におけるデジタル経済の市場拡大の動向と各国政府の政策立案に着目し、これまで民事紛争で構築したマレーシア・モデルとドバイ・アプローチと比較して、それぞれの国の政策立案の動向を分析した。

<新たな民事紛争処理モデルの解明(原典解析)>、<法学的アプローチ>で分析してきたドバイ・アプローチやマレーシア・モデルについてイスラーム経済学及び経済社会学でイスラームの価値観生成に関する分析枠組みを活用し、それぞれのアプローチやモデルがどのようにイスラーム世界の価値観生成に関わっているのか分析した。

下図の左側がメフメット教授らにより提唱されるイスラミック・モラル・エコノミーが理想とするイスラームの価値観が浸透し、習慣として価値が実践され理論化した後に制度される過程を示したものになる。しかし、実際のイスラーム金融市場をみると、制度が先に存在し、価値観を創造する流れが理想とは逆となっている。

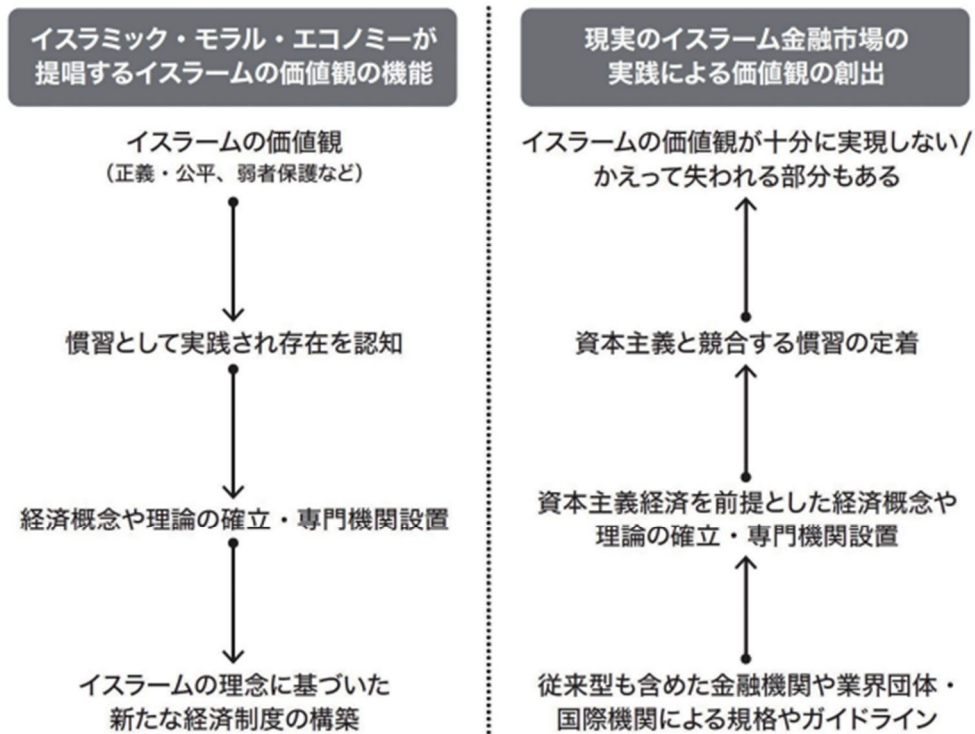


図1：価値観、理論・概念、制度化の2つの流れ

[川村藍 2021「<研究報告>イスラーム金融とその民事紛争解決における法の変容と価値の創造：イスラームの公平性と正義の実現への模索」『立命館アジア・日本研究学術年報』2巻, pp.59-65、p.61]

同様に、イスラーム金融をめぐる民事紛争の仕組みを考察すると、下の図のように既存の制度から出発し、最終的な価値観が既存の従来型金融とイスラームの理念に基づいたものに二元化してしまう課題がみえてくる。そのため、イスラームの理念が部分的に適用され、本来は排除したかった資本主義による不正義を実行してしまい、元来イスラーム世界が理想とした価値観とは異なる流れで価値観が創出される。

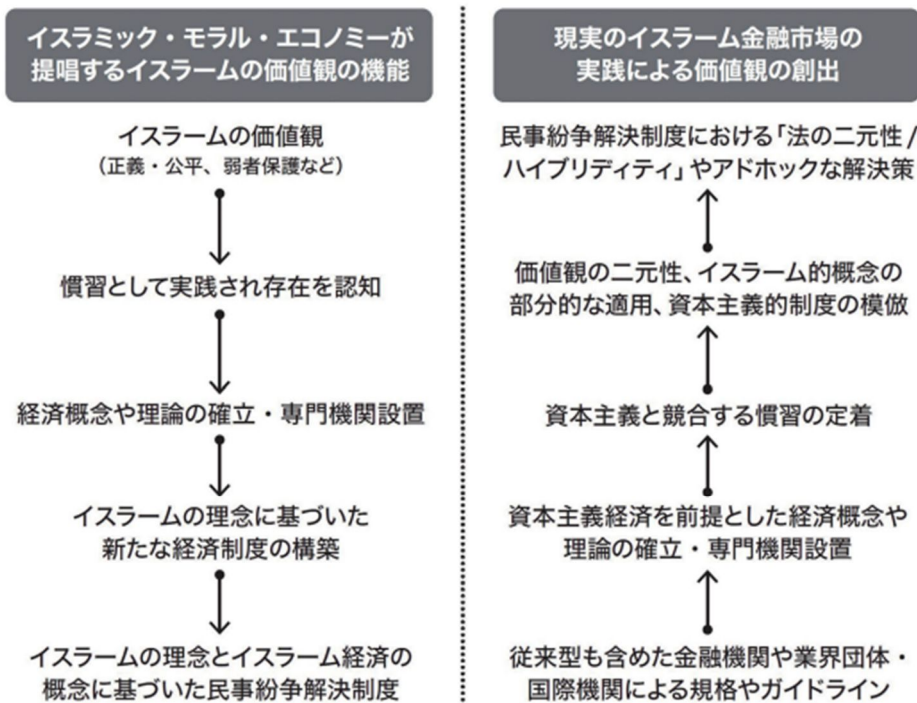


図2：価値観、理論・概念、制度化の2つの流れと民事紛争解決

[川村藍 2021 「< 研究報告 > イスラーム金融とその民事紛争解決における法の変容と価値の創造：イスラームの公平性と正義の実現への模索」 『立命館アジア・日本研究学術年報』 2 巻, pp.59-65, p.64]

Zoom や Teams を活用し、研究協力者との意見交換や研究会への参加により、これまで培ってきた研究内容の充実を図った。また、インドネシア大学経済学部からの依頼でイスラーム金融の法制度に関わる情報提供や国際会議での発表などを実施した。

コロナの影響で、現地での活動にも変化があり、イスラーム金融の民事紛争に関わる内容も非公開であることも多く、メールや Web 会議のみでのやり取りには限界があるため新しい情報のアップデートは難しい状況あった。ただし、デジタル経済に関連する情報が増えたことから、イスラーム世界におけるデジタル経済の実態調査から新たなビジネスが展開され、市場の安定化させる 規制監督制度をめぐる議論やサウンドボックスによる試行に着目し、新たなビジネスに対する規制監督制度の在り方について知見を得ることができた。

4. 研究成果

Web で開催された国際会議や研究会での発表から新たな情報を得ることは困難ではあるものの、これまで収集した情報や研究してきた < 経済社会学からのアプローチ > をイスラミック・モラル・エコノミーの議論を深化させ、研究活動を遂行することができたと思います。特に、イスラミック・モラル・エコノミーの議論を提唱しているダラム大学のメフ・メット・アスタイ教授との議論や立命館大学アジア・日本研究所のブックレットシリーズに投稿、本の出版に向けて様々なフィードバックをもらい、研究内容を発展させることができた。結果、英文図書 2 冊、論文 2 本、国際学会での発表 7 件を実施することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 川村 藍	4. 巻 16
2. 論文標題 書評 ハシヤン・アンマール「イスラーム経済の原像—ムハンマド時代の法規定形成から現代革新まで」 ナカニシヤ出版	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 イスラーム世界研究	6. 最初と最後の頁 360-362
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川村藍	4. 巻 2
2. 論文標題 イスラーム金融とその民事紛争解決における 法の変容と価値の創出：イスラームの公平性と正義の実現への模索	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館アジア・日本研究学術年報	6. 最初と最後の頁 59-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 3件/うち国際学会 5件）

1. 発表者名 川村藍
2. 発表標題 「第1回ブックローンチGrafting an Islamic Sapling onto the Tree of Legal Dispute Resolution: Alternative Approaches to Civil Disputes in Islamic Finance in the Gulf and Southeast Asia (2021年12月刊)」
3. 学会等名 立命館アジア・日本研究所 及び 立命館大学中東・イスラーム研究センター 共催 ブックローンチ（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kawamura Ai
2. 発表標題 Islamic Social and Economic Justice Incorporated By Law Making Process for Islamic Finance
3. 学会等名 2021 SASE Conference（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Kawamura Ai
2. 発表標題 Social Economics Analysis on Islamic Dispute Resolution in Malaysia: Value Based or Market Driven?
3. 学会等名 11th INTERNATIONAL SYMPOSIUM ON ISLAM, CIVILIZATION AND SCIENCE (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Ai Kawamura
2. 発表標題 Value Created by the Islamic Dispute Resolution System in Malaysia
3. 学会等名 The Society for the Advancement of Socio-Economic (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 川村 藍
2. 発表標題 イスラーム金融におけるデジタル化：市場と法の役割
3. 学会等名 中東・イスラーム研究の新地平 ウィズコロナ時代のチャレンジ (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Ai Kawamura
2. 発表標題 Comparing Law Making Process by Islamic Finance Dispute Resolution System in the UAE and Malaysia
3. 学会等名 NUS-Tsukuba Joint-Online-Workshop on "Sustainable Management and Data Sciences" (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Ai Kawamura
2. 発表標題 Digital Transformation of Islamic Finance and Issues of Legislative Controls: Developments in the UAE and Malaysia
3. 学会等名 2nd International Colloquium on Asian Paths of Civilization and Development (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 Kawamura Ai	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Asia-Japan Research Institute, Ritsumeikan University	5. 総ページ数 117
3. 書名 Grafting an Islamic Sapling onto the Tree of Legal Dispute Resolution: Alternative Approaches to Civil Disputes in Islamic Finance in the Gulf & Southeast Asia	

1. 著者名 Shinsuke Nagaoka, Zurina Shafii, Ai Kawamura	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Kyoto University Islamic Economic Studies Project (KUISES)	5. 総ページ数 114
3. 書名 The development of institutional frameworks of Islamic economy : a historical experience and new initiatives in Malaysia	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------